

答弁書第一号

内閣参質一八九第一号

平成二十七年二月三日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員有田芳生君提出日朝協議の現状などに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出日朝協議の現状などに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「日朝交渉の期限」の意味するところが必ずしも明らかでないが、昨年九月、北朝鮮側から、特別調査委員会による調査は全体で一年程度を目標としているとの連絡があった。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

二について

お尋ねの「日朝の局長級協議」の具体的に意味するところが必ずしも明らかでないが、いずれにせよ、今後の対応について現時点で予断をもってお答えすることは差し控えたい。

三について

お尋ねの「日朝局長級協議」の具体的に意味するところが必ずしも明らかでないため、一概にお答えすることは困難である。

四について

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

五について

お尋ねの北朝鮮の特別調査委員会による調査に対する政府の対応については、調査結果の通報がなされた段階で、その内容に応じて適切な対応を取りたいと考えており、現時点で予断をもってお答えすることは差し控えたい。

六について

政府としては、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百四十号）第二条の規定に基づき拉致被害者として認定されている十七名以外にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者が存在しているとの認識の下、拉致問題の全面解決に向けて、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しのために引き続き全力を尽くす考えである。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。